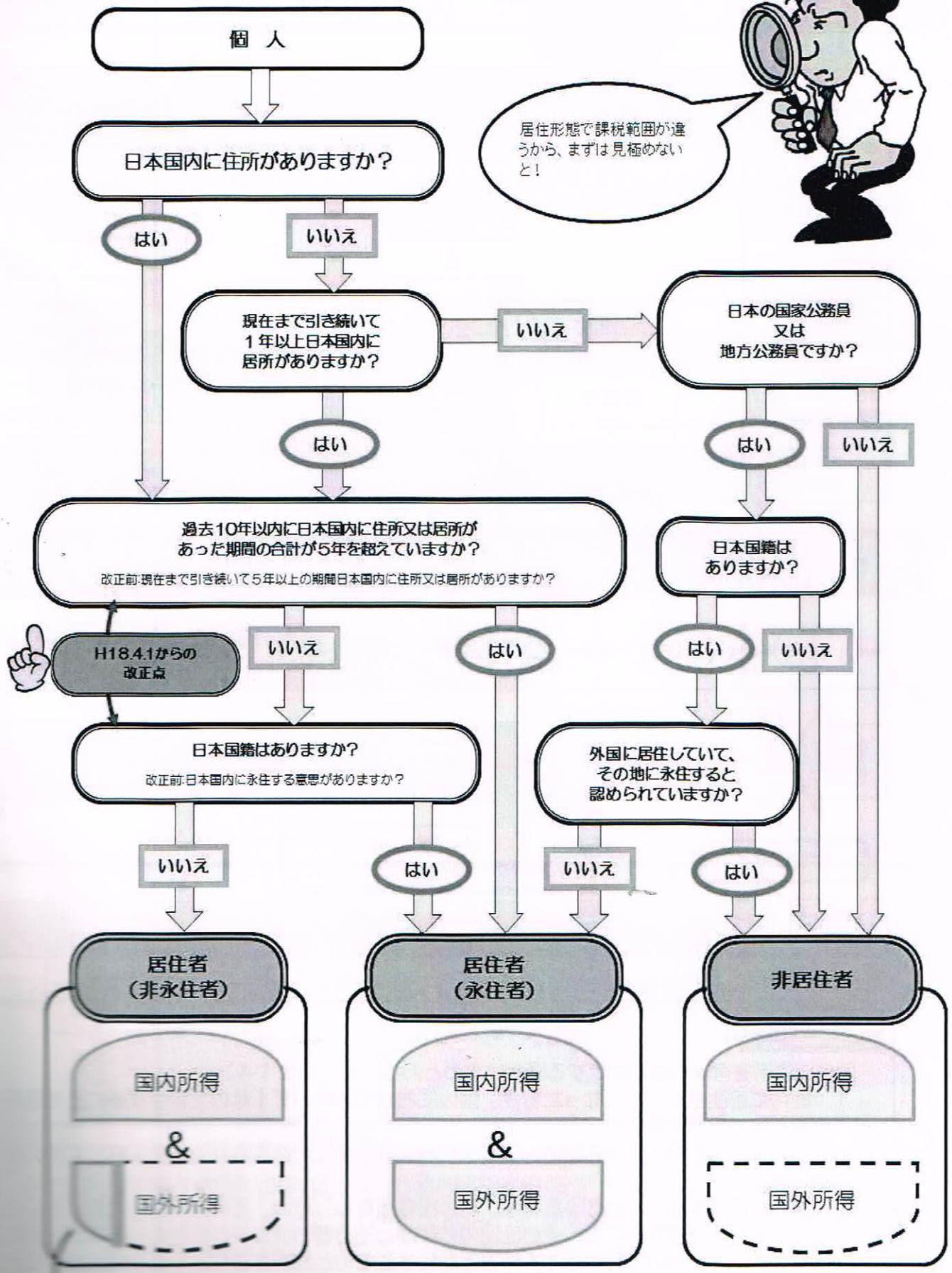


納税義務者の区分



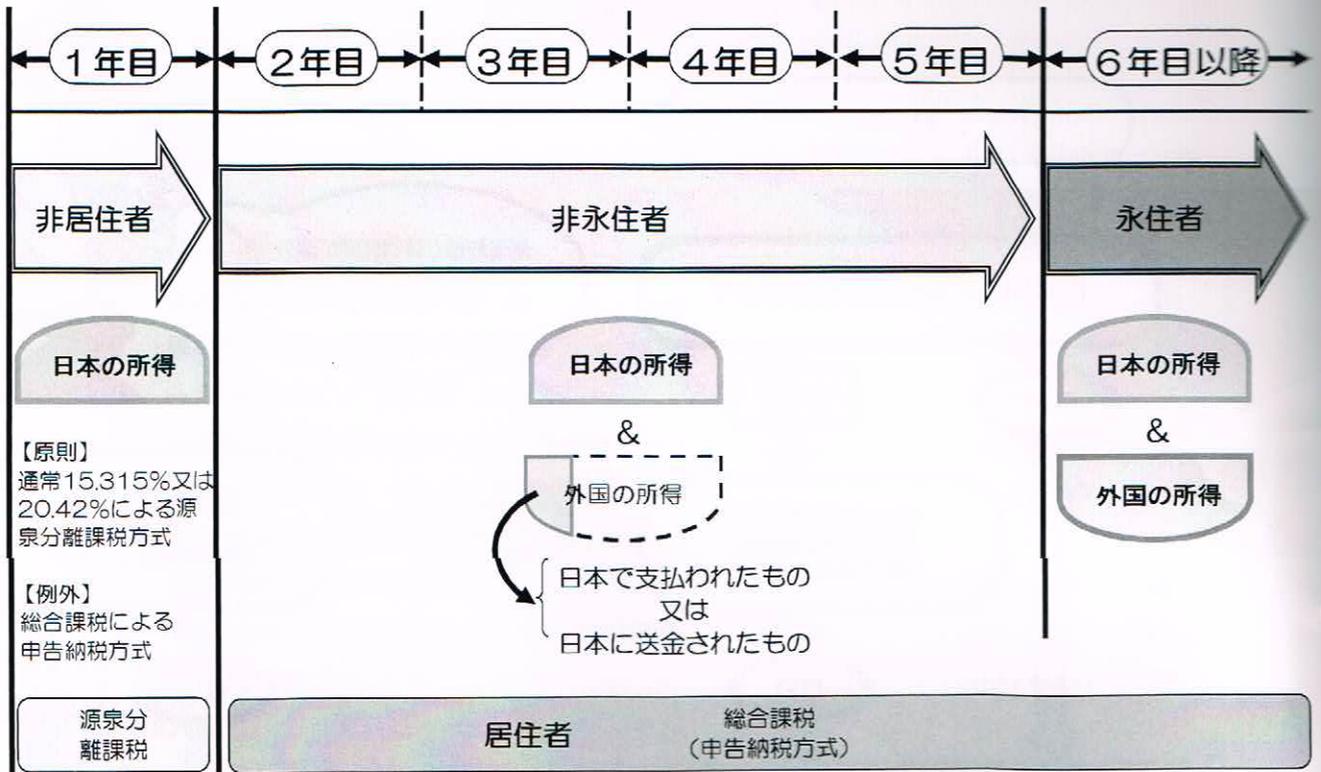
居住形態で課税範囲が違うから、まずは見極めないと!



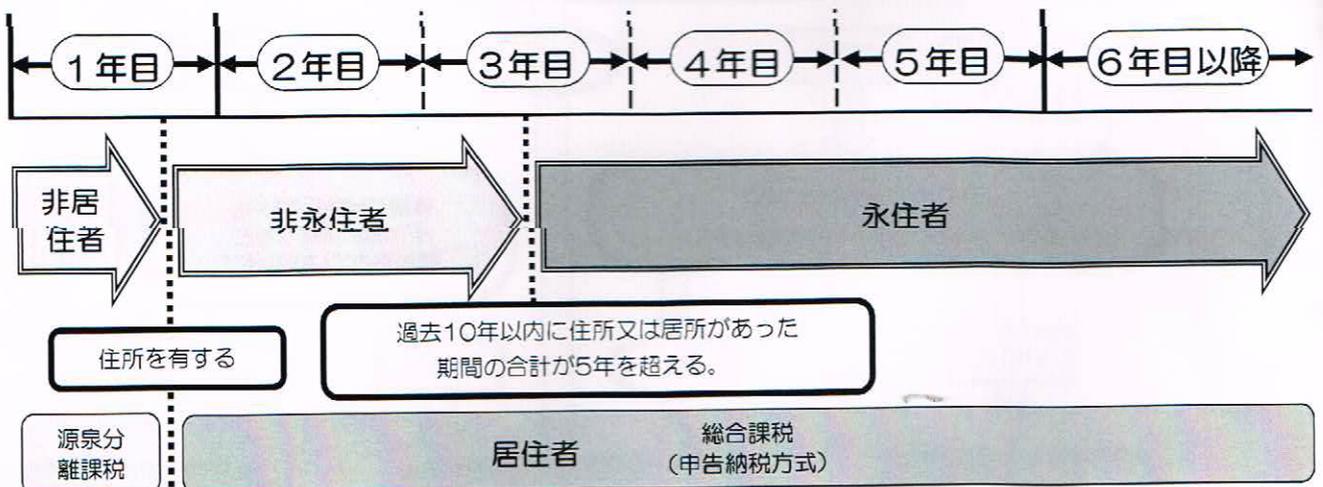
日本で支払われたもの
又は
日本で課金されたもの

..... 課税されない

**●入国してから1年を経過する日までの間に住所を有しない場合
(日本国籍を有せず、初めて日本に入国した場合)**



**●入国してから1年を経過する日までの間に住所を有する場合
(日本国籍を有せず、過去10年以内に住所又は居所があった期間の合計が5年を超える場合)**



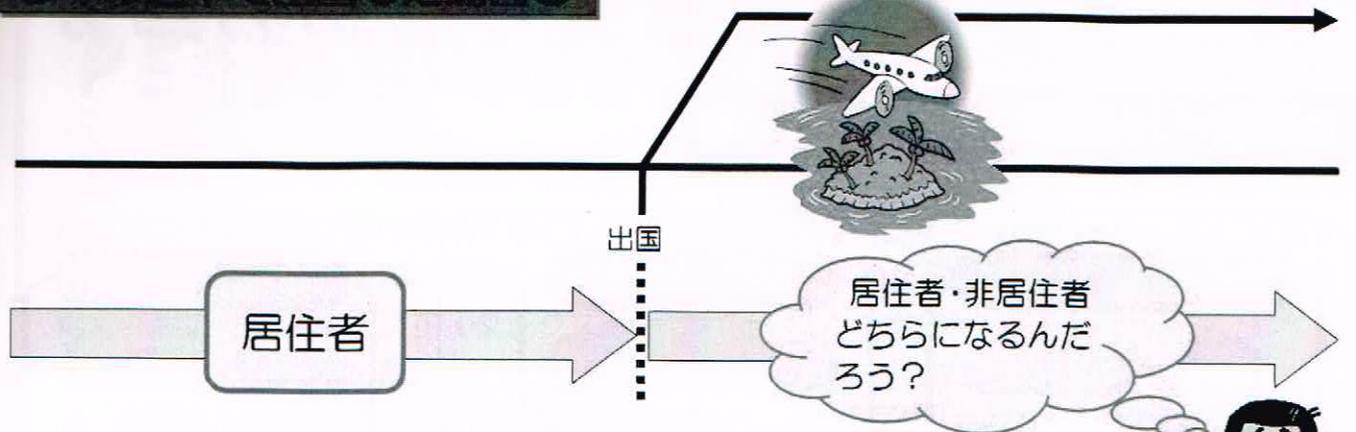
※日本国籍を有している者の場合は、上記非永住者期間はなく、永住者期間になります。

《参考》

国内に住所を有する者と推定する場合は次のとおりです(所令14)。

- 国内に居住することとなった者が、国内において継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。
(1年以上の勤務予定で外国法人の日本支店又は子会社に派遣される外国人等がこれに該当します。)
- 国内に居住することとなった者が、日本国籍を有し、かつ、その者が国内に生計を一にする配偶者等を有すること、その他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、国内において継続して1年以上居住するものと推測するに足りる事実があること。

●年の途中で出国した場合●



所得税基本通達

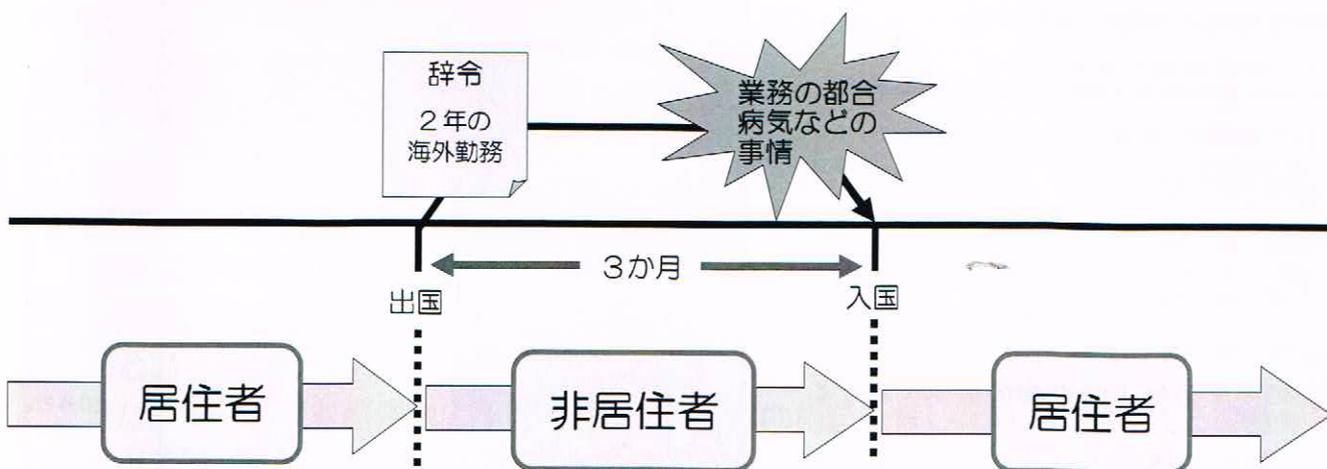
(国内に居住することとなった者等の住所の推定)

3-3 国内又は国外において事業を営み若しくは職業に従事するため国内又は国外に居住することとなった者は、その地における在留期間が契約等によりあらかじめ1年未満であることが明らかであると認められる場合を除き、それぞれ令第14条第1項第1号又は第15条第1項第1号の規定に該当するものとする。

外国での在留期間	区分
1年未満	居住者
1年以上	非居住者
期間の定めなし	

※入国の場合は、出国の場合と区分が逆になります。出国の際の手続きはP12を参照してください。

●年の途中で在留期間が変更した場合●



当初2年間の予定で出国していますので、出国後は非居住者に該当します。その後、業務の都合や病気などの事情により予定が変更され、結果的に海外勤務が1年未満になったとしても、上記のとおり出国日に遡って推定が変更されることはありません。